

平成30年10月31日

条例第8号

熊本県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

熊本県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の議員報酬及び報酬並びに費用弁償に関する条例（平成19年条例第15号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項及び同法第203条の2第4項の規定に基づき、特別職の職員の報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（報酬の額）

第2条 特別職の職員の報酬は、別表第1に定める額とする。

2 報酬が年額で定められている特別職の職員が、年度の中途において、その職に就任し、その職を退任し、又は死亡した場合は、それぞれその職に就いた月分からその職でなくなった月分までの月割をもってその年分の報酬を支給する。ただし、同一の職に再任された場合については、重複支給しない。

3 前項に定める報酬は、当該特別職の職員の在職月数に、当該特別職の職員の年額を12で除して得た額を乗じて得た額とする。

（報酬の支給方法）

第3条 報酬が年額によるものは、その年度分を年度末月の翌月10日に支給する。

ただし、前条第2項に定める月割額の報酬については、その職でなくなった月の翌月10日に支給する。

2 報酬が日額によるものは、職務に従事した月の分を翌月10日に支給する。

3 前2項に規定する支給日が、熊本県後期高齢者医療広域連合の休日及び期限の特例を定める条例（平成19年条例第1号）に規定する広域連合の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日に支給する。

4 前3項の規定にかかわらず、広域連合長が特に必要と認めるときは、広域連合長が定める日に支給することができる。

5 特別職の職員の報酬は、当該特別職の職員の届けた口座に振込む方法により支給するものとする。

(報酬の調整)

第4条 特別職の職員が他の特別職の職を兼ねた場合には、報酬を併給することができる。ただし、議会の議員が議長又は副議長の職にある場合には、その重複期間中は、報酬の高い職の額を支給する。

2 他の地方公共団体の一般職の職員が特別職の職員を兼ねるときは、報酬は、支給しない。

3 特別職の職員が報酬の受領を辞退したときは、当該報酬を支給しないことができるものとする。

(公務旅行の費用弁償)

第5条 特別職の職員が、公務のため旅行するときは、その費用を弁償する。

2 前項に規定する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。

3 前項の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額は熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員等の旅費に関する条例（平成19年条例第17号）の例により算出した額とし、同項の日当、宿泊料及び食卓料の額は別表第2に定める額とする。

4 第2項の車賃について、公用車（特別職の職員が所属する市町村、その他の団体が保有する車両（以下「公用車等」という。）を利用した場合には、同項の車賃は、支給しない。

(会議等への出席のための費用弁償)

第6条 前条に定める費用弁償のほか、特別職の職員が、広域連合における議会の会議若しくは委員会、審査会の会議等又は監査その他の公務を行うための場（以下「議会の会議等」という。）に出席したときは、特別職の職員の居住地（広域連合以外の勤務地から会議等に出席した場合にあっては、広域連合以外の勤務地）から議会の会議等が開催される場所までの往復距離（当該往復距離は、最も経済的な通常の経路により測定した距離で1キロメートル未満を切り捨てた距離とする。）に、1キロメートルにつき37円を乗じて得た金額（当該算出した金額に円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てる。）により、その費用を弁償する。ただし、公用車等を利用した場合は、費用弁償は、支給しない。

(支払方法等)

第7条 第3条の規定は、前2条に規定する費用弁償の支給方法について準用する。

2 この条例に定めるもののほか、費用弁償の支給については、熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員等の旅費に関する条例の例による。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区 分		報酬額	
広域連合長		年額	75,000円
副広域連合長		年額	60,000円
議 会	議 長	日額	18,000円
	副議長	日額	14,000円
	議 員	日額	10,000円
選挙管理委員会	委員長	日額	10,000円
	委 員	日額	10,000円
監査委員	識見監査委員	日額	10,000円
	議選監査委員	日額	10,000円
情報公開審査会委員		日額	10,000円
個人情報保護審査会委員及び 個人情報保護審査会専門委員		日額	10,000円
行政不服審査会委員		日額	10,000円
後期高齢者医療運営協議会委員		日額	10,000円

別表第2（第5条関係）

日当（1日につき）	宿 泊 料（一夜につき）		食 卓 料
	甲 地 方	乙 地 方	
県内 1,500円	14,800円	13,300円	朝食 1,000円
県外 3,000円			夕食 2,000円

備考

- 1 宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち国家公務員等の旅費支給規定（昭和25年大蔵省令第45号）第14条及び第15条に規定する地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。
- 2 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。
- 3 宿泊料に朝食又は夕食が含まる場合は、食卓料を支給しない。